

「いわき観光情報発信・誘客推進事業業務公募型プロポーザル」に関する質問事項に対する回答

いわき市観光文化スポーツ部観光振興課

No.	質問事項	回答
1	仕様書（Ⅰ）④について 観光パンフレットおよびノベルティの想定制作部数をご教示ください。	制作部数については具体的な想定はございません。 今後の活用や展開も見据え、提案いただく企画の実施及び効果的な活用に必要な部数を踏まえ、委託料の範囲内で可能な部数をご提案ください。 なお、本事業の業務委託契約の際、委託事業者様と協議を経て最終的に決定いたします。
2	仕様書（Ⅰ）①について 過去の本事業において商談会へ参加した事業者数をご教示ください。 ※ 費用積算において確認のための質問となります。	昨年度の当市インバウンド誘客促進事業において、商談会に7事業者が参加し、うち5事業者の渡航等経費を負担しました。 これは、市内事業者から想定を上回る参加希望があり、経費負担に係る予算の範囲内で調整したものです。 提案にあたっては、昨年度の人数にとらわれず、事業効果が見込まれる適切な参加人数をご検討のうえ、ご提案ください。
3	仕様書（Ⅰ）④について 観光パンフレットおよびノベルティの言語は繁体字のみでしょうか？	本事業は台湾をターゲットとしているため、繁体字での制作を想定しております。 ただし、事業効果の向上につながる場合は、繁体字のほか、他言語での制作提案を妨げるものではありません。
4	様式5の「配置予定職員・技術者調書」について。 こちらは、今回職務にあたる予定者全員分の書面が必要である、という理解でよろしいでしょうか。	本事業担当者を必須とし、そのほか本事業に主体的に関与する方がいる場合は、該当者分をご提出ください。

5	<p>国税の納税証明書が必要とのことですが、添付の書類で問題ないでしょうか。</p>	<p>添付いただいた「納税証明書（その3の3 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）」で問題ございません。</p> <p>なお、納税証明書については、3か月以内に発行されたものをご提出いただく点にご留意ください。</p>
6	<p>様式5の「配置予定職員・技術者調書」について。</p> <p>今回のプロポーザルにおいて「技術や資格」が必要であるものは含まれていないように見えますが、その場合は、どのような記載にすればよろしいでしょうか。</p>	<p>本業務にあたり必須としている技術や資格はありませんので、保有資格の記載については任意で差し支えありません。</p> <p>なお、記載しない場合は、「空欄」もしくは「無し」とご記載ください。</p>
7	<p>様式5の「配置予定職員・技術者調書」について。</p> <p>「業務に従事したことを証する書類の写しを添付すること」とありますが、こちらは社員証の写しなどで代用できるものでしょうか。ご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>社員証の写しでは、業務との関係を確認できないため、代用できません。</p> <p>氏名の記載がある業務実施体制表等が望ましいですが、該当する書類が無い場合は、契約書の写しで代用可能です。</p>
8	<p>様式4に、代表取締役社長や取締役などの住所を記載する枠がありますが、個人情報保護の観点から、会社住所で統一させていただけないでしょうか。</p>	<p>様式4同意書の住所は、各個人の「住民登録地」をご記載ください。</p> <p>正しい住所地の記載がない、もしくは同意書の提出をいただけない場合は、「いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱」に基づく市の契約等からの排除措置対象者の該当有無を確認できないことから、書類不備として受付できません。</p>
9	<p>仕様書(1)①について</p> <p>過去に参加した商談会をご教示いただくことは可能でしょうか。</p> <p>※費用の積算上の確認です</p>	<p>昨年度及び本年度の当市インバウンド誘客促進事業においては、一般社団法人東北観光推進機構が主催する、「日本東北遊楽日」と連動した、「東北観光セミナー・商談会」に参加しています。</p>
10	<p>仕様書(1)①について</p> <p>商談会の参加はいわき市として単独出展ではなく他関連団体との共同出展は可能でしょうか。</p> <p>※費用の積算上の確認です</p>	<p>単独出展を必須とします。</p>

11	<p>添付4 必要書類に関するご質問となります。 現在参加表明に向けて各種書類をそろえている状況ですが、いわき市内に事業所がある場合、添付4：いわき市税の納税証明書が必要とのことですが、弊社 ████████ は █████ 市及び █████ 市に事業所を置いているため提出は御不要の認識です。</p> <p>仮に提出が必要になる場合は弊社の本社 ████████ より書類を取り寄せてから、貴市の税務課様へ納税証明書の申請をするため期日までに間に合わない可能性がございますためご連絡ございました。</p> <p>提出可否及び必要な場合は遅れての提出となる旨、ご確認のほどよろしくお願いたします。</p>	<p>いわき市内に事業所（物理的な店舗、事業所等）がある場合は、いわき市税の納税証明書を期日までに提出くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、期日までにご提出いただけない場合は、書類不備として受付できません。</p> <p>また、納税証明書の申請については、次の URL を参照してください。</p> <p>【URL】 https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000003612/index.html</p>
12	<p>配置予定職員・技術者調書に関して、どこまでの範囲のスタッフのものを記入するかなど決まりはありますでしょうか？</p>	<p>上記No.4 を御参照願います。</p>
13	<p>配置予定職員・技術者調書に関して、業務に従事したことを証する書類の写しを添付すること。とは具体的にどういった書類を想定していますでしょうか？</p>	<p>上記No.7 を御参照願います。</p>
14	<p>(1) 国外向けプロモーション事業 ④観光パンフレット、ノベルティの作成について</p> <p>「パンフレット、ノベルティの個数、内容等については、委託者との協議を経て最終的に決定する。」と記載がされておりますが、使用用途としてはどのような範囲をお考えでしょうか。商談会時に旅行会社へ配布するため、市の各観光施設へ設置するためなど、用途をお聞かせください。</p>	<p>台湾訪問時及び台湾からの来訪者対応の際に、配布することを想定しています。</p>
15	<p>(1) 国外向けプロモーション事業 ④観光パンフレット、ノベルティの作成について</p> <p>具体的な数量の現段階での想定がありましたら、お教えください。</p>	<p>上記No.1 を御参照願います。</p>

16	<p>(2) 国内向けプロモーション事業</p> <p>イ 既存のコンテンツを活用したプロモーションも可能とする。(新たなコンテンツ作成を妨げるものでない。) について</p> <p>「既存のコンテンツを活用したプロモーション」とありますが、具体的に「既存のプロモーション」とはどれを指すものでしょうか。</p>	<p>既存コンテンツの活用を含めた提案を可能としますが、活用対象となる具体的な既存コンテンツについて本市からの指定は行わず、その選定及び活用方法は提案者の提案に委ねるものとします。</p>
17	<p>(2) 国内向けプロモーション事業</p> <p>イ 既存のコンテンツを活用したプロモーションも可能とする。(新たなコンテンツ作成を妨げるものでない。) について</p> <p>今年度制作されていた「いわきゾチック (https://totteoki-iwaki.jp/)」のサイト内については、継続した利用・運営は想定されていますでしょうか。</p> <p>事業の継続性やターゲット選定において参考にしたいので、お教えてください。</p>	<p>「いわきゾチック」の次年度以降の継続については現時点で未定となっております。</p>
18	<p>(2) 国内向けプロモーション事業</p> <p>イ 既存のコンテンツを活用したプロモーションも可能とする。(新たなコンテンツ作成を妨げるものでない。) について</p> <p>「いわきゾチック」サイト内に格納されている動画について、次年度についても二次利用ができるものでしょうか。</p> <p>事業の継続性やターゲット選定において参考にしたいので、お教えてください。</p>	<p>前提として、既存コンテンツの二次利用の範囲については、提案内容及び当該コンテンツの権利関係に応じて個別に整理することを想定しています。ご質問の「いわきゾチック」ウェブサイト内の動画については、本市が保有する成果品となりますので、「いわきゾチック」の継続の有無に関わらず、当該成果品の二次利用は可能です。なお、本事業の目的達成に必要な範囲において活用するものとし、具体的な利用範囲については契約締結時に協議のうえ、決定するものとします。</p>
19	<p>(2) 国内向けプロモーション事業</p> <p>イ 既存のコンテンツを活用したプロモーションも可能とする。(新たなコンテンツ作成を妨げるものでない。) について</p> <p>「いわきゾチック」サイト内に格納されている動画について、制限（キャストイング契約の更新が必要など想定）はございますか。</p> <p>事業の継続性やターゲット選定において参考にしたいので、お教えてください。</p>	<p>上記No.18の回答を踏まえ、制限（キャストイング契約の更新が必要など想定）はございません。</p>

<p>20</p>	<p>(2) 国内向けプロモーション事業 エ 広告媒体、内容、ターゲット等は、委託者との協議を経て最終的に決定する。について 「ターゲット等は、委託者との協議を経て最終的に決定する」とありますが、令和7年度の国内向けプロモーション事業において、どのような広告媒体（テレビCMやWEB広告など）、内容（クリエイティブ内容など）で実施していましたでしょうか。 事業の継続性や新たなターゲット選定において参考にしたいので、お教えてください。</p>	<p>令和7年度の国内向けプロモーション事業における広告については、WEB・SNSを活用した広告（バナー広告、動画広告）の配信により、広告接触者を事業に係るWEBサイト（ランディングページ）へ遷移させる方法で実施しております。</p>
<p>21</p>	<p>(2) 国内向けプロモーション事業 エ 広告媒体、内容、ターゲット等は、委託者との協議を経て最終的に決定する。について 「ターゲット等は、委託者との協議を経て最終的に決定する」とありますが、令和7年度の国内向けプロモーション事業において、ターゲット（エリア、興味関心、をどのように設定していましたでしょうか。 事業の継続性や新たなターゲット選定において参考にしたいので、お教えてください。</p>	<p>令和7年度の国内向けプロモーション事業におけるターゲットの設定については、これまで本市において実施したマーケティング調査の結果を踏まえ、近隣県や首都圏在住の「ファミリー層」「発信力のある30～40代女性層」「単身の20～30代層」としております。</p>